

社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会 介護休業及び介護短時間勤務に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、就業規則第26条に基づき、本会職員（以下、「職員」という。）の介護休業及び介護短時間勤務に関する取り扱いについて定めるものとする。

(要介護の範囲)

第2条 要介護者の範囲は次のとおりとする。

(1) 対象となる者

(ア) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(イ) 父母・子・配偶者の父母・祖父母・兄弟姉妹・孫

(ウ) 被扶養者であって、ア・イに該当しないもので会長が認める者

(2) 対象となる者の状況

負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にあること

(介護休業の期間)

第3条 職員は、介護を必要とする家族1人につき、通算93日までの範囲で3回を上限として介護休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、次のいずれかに該当する者に限り、介護休業をすることができる。

(1) 入社1年以上であること

(2) 介護休業予定日から93日を経過する日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと

(3) 週の所定労働日数が3日以上であること

(介護休業の承認手続き)

第4条 介護休業の承認を受けようとする職員は、原則として当該休業の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して2週間前の日までに、介護休業申出書（別紙様式1）に記入して会長に請求するものとする。

2 介護休業の承認申請に当たっては、原則として次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 要介護者が負傷又は疾病に該当するとき 医師の診断書

(2) 職員と要介護者との続柄が確認できないとき 職員と要介護者の続柄を証する書類

3 介護休業届出書が提出されたときは、本会は速やかに当該介護休業届出書を提出した者（以下、「届出者」という。）に対し、介護休業取扱通知書（別紙様式2）を交付する。

4 前3項の申し出及び相談窓口は総務課とする。

(介護休業の取り消しと変更)

第5条 介護休業の承認を行った後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、会長は、職員の請求により承認を取り消し、又は変更することができる。この場合における取り消し又は変更の手続きについては、届出者は、介護休業撤回届（別紙様式3）又は介護休業期間変更申出書（別紙様式4）により会長に届け出るものとする。

(介護短時間勤務)

第6条 要介護状態にある家族を介護する職員は、申し出ることにより、就業規則第13条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前9時から午後4時まで（うち休憩は時間は、午前12時から午後1時までの1時間とする。）の6時間とする。

- 2 第1項にかかわらず、日雇職員からの介護短時間勤務の申出は拒むことができる。
- 3 介護のための短時間勤務をしようとする者は、利用開始の日から3年の間で2回までの範囲内で、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮を開始しようとする日の2週間前までに、介護短時間勤務申出書（別紙様式5）により会長に申し出なければならない。

(介護を行う職員の所定外労働及び時間外勤務の制限)

第7条 任命権者は、要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、深夜（午後10時から午前5時までの間をいう）に労働させてはならない。

- 2 任命権者は、要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外勤務をさせてはならない。
- 3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上6か月以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日の1か月前までに、介護のための深夜勤務制限申出書及び時間外勤務制限申出書を会長に提出するものとする。

(年次休暇、特別休暇等との関係)

第8条 介護休業中にある場合は、年次休暇及び特別休暇等は取得できないものである。

- 2 介護短時間勤務の期間については、年次休暇、特別休暇等を取得しようとするときは、予め当該時間について介護短時間勤務の取り消しを受けるものとする。

(出勤簿の表示)

第9条 介護休業中の場合は「介休」、介護短時間勤務の場合は「介短」と表示する。

(給与の取り扱い)

第10条 基本給その他の月毎に支払われる給与の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 介護休業をした期間については、支給しない
 - (2) 介護休暇制度の適用を受けた日又は時間については、無給とする
 - (3) 介護短時間勤務制度の適用を受けた期間については、別途定める給与規程に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当の全額を支給する
- 2 定期昇給は、介護休業の期間中は行わないものとし、介護休業期間中に定期昇給日が到来した者については、復職後に昇給させるものとする。第3条、第6条及び第7条の制度の適用を受けた日又は期間については、通常の勤務をしているものとみなす。
 - 3 賞与については、その算定対象期間に介護休業をした期間が含まれている場合は、出勤日数により日割りで計算した額を支給する。また、その算定対象期間に第6条及び第7条の制度の適用を受けた期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は、支給しない。また、第3条、第6条及び第7条の制度の適用を受けた日又は期間については、

通常の勤務をしているものとみなす。

- 4 退職金の算定に当たっては、介護休業をした期間は勤務したものとして勤続年数を計算する。また、第3条、第6条及び第7条の制度の適用を受けた日又は期間については、通常の勤務をしているものとみなす。
- 5 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、介護休業をした日は出勤したものとみなす。

(介護休業等に関するハラスメントの防止)

- 第11条 すべての職員は、介護休業等に関する制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。
- 2 第1項の言動を行ったと認められた場合は、本会就業規則に定める懲戒処分を行う。

(補則)

- 第12条 介護休業及び介護短時間勤務に関して、この規程に定めのないことについては「介休法」その他の法令の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成19年3月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規程は、平成30年3月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

(介休) 別紙 様式1 <第4条>

会 長	副会長	副会長	副会長	局 長
<h2 style="margin: 0;">介護休業申出書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">木津川市社会福祉協議会 会長 様</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">職・氏名： ㊟</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">私は、『介護休業及び介護短時間勤務に関する規程』第4条に基づき、 下記のとおり介護休業の申し出をします。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p>				
1 介護休業に係わる 家族の状況	①氏名			
	②生年月日			
	③本人との続柄			
	④介護が必要な理由			
3 介護休業の期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
4 申し出に係わる状況	<p style="margin: 0;">①休業開始予定日の2週間前に申し出て いる・いない→申し出が遅れた理由 []</p> <p style="margin: 0;">②1と同じ家族について介護休業をした回数及び日数 ことが 回 日</p> <p style="margin: 0;">③1と同じ家族について介護休業の申出を撤回したことが ない・ある(回) →既に2回連続して撤回した場合 再度申出の休業の理由 []</p>			
備 考				

(介休) 別紙 様式2 <第4条>

会 長	副会長	副会長	副会長	局 長
<h2>介護休業取扱通知書</h2> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">木津川市社会福祉協議会 会長 ㊟</p> <p>あなたが 年 月 日にされた介護休業の申し出について、 『介護休業及び介護短時間勤務に関する規程』第4条に基づき、 その取扱を下記のとおり通知します。 (但し、期間の変更の申し出があった場合には下記の事項の若干の 変更があり得ます。)</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
1 介護休業の期間等				
2 介護休業期間中の 取り扱い等				
3 介護休業後の 労働条件				
4 そ の 他				

(介休) 別紙 様式3 <第5条>

会 長	副会長	副会長	副会長	局 長

介護休業撤回届

年 月 日

木津川市社会福祉協議会 会長 様

職・氏名：

⑩

私は、『介護休業及び介護短時間勤務に関する規程』

第5条に基づき、 年 月 日に行った

介護休業の申し出を撤回します。

(介休) 別紙 様式4 <第5条>

会 長	副会長	副会長	副会長	局 長
<h2 style="margin: 0;">介護休業期間変更申出書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">木津川市社会福祉協議会 会長 様</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">職・氏名： ⑩</p> <p style="margin: 0;">私は、『介護休業及び介護短時間勤務に関する規程』第5条に基づき、 年 月 日に行った介護休業の申し出における休業期間を 下記のとおり変更します。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p>				
1 当初の申し出における介護休業期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
2 当初の申し出に対する会の対応	休業開始日の指定 ・有 → 指定後の介護休業開始予定日 (年 月 日) ・無			
3 変更の内容	①休業 ・開始 予定日 ・終了 (年 月 日) ②変更後の休業 ・開始 予定日 ・終了 (年 月 日)			
4 変更の理由 (休業開始予定日の 変更の場合のみ)				

(介休) 別紙 様式5 <第6条>

会 長	副会長	副会長	副会長	局 長
<h2 style="margin: 0;">介護短時間勤務申出書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">木津川市社会福祉協議会 会長 様</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">職・氏名： ㊟</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">私は、『介護休業及び介護短時間勤務に関する規程』第6条に基づき、 下記のとおり介護短時間勤務の申し出をします。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p>				
1 介護短時間勤務に係わる家族の状況	①氏名			
	②本人との続柄			
	③介護を必要とする理由			
2 短時間勤務の期間	平成 年 月 日から 年 月 日			
	※〔午前 時 分 ～ 時 分〕 〔午後 時 分 ～ 時 分〕 <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 []			
5 介護の期間及び時間	① 短時間勤務開始予定日の2週間前に申し出て		いる・いない→申出が遅れた理由 []	
	② 1の家族について最初の介護短時間勤務を開始した年月日、及びこれまでの利用回数		〔最初の開始年月日〕 平成 年 月 日 〔回数〕 回	
	③ 1の家族について介護短時間勤務の申出を撤回したことが		ない・ある(回) →既に2回連続して撤回した場合、再度申出の理由 []	
備 考				

